

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1043号

2020年（令和2年）11月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）10月21日付けで諮問（第1043号）された藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

現在、本市の有料自転車等駐車場24か所については、公益財団法人藤沢市

まちづくり協会を指定管理者として指定し、一括して管理運営を行っている。これまでの有料自転車等駐車場のうち防犯カメラを設置している自転車等駐車場については既に諮問を行い、藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報に本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、答申を受けている。

この度、江ノ島電鉄江ノ島駅に（仮称）江ノ島駅自転車等駐車場（以下「新駐輪場」という。）を整備することから、新たに防犯カメラの設置について、ほかの防犯カメラ設置施設と同様の取扱いを行うため、今回の諮問に至ったものである。

本件の諮問については、新駐輪場の指定管理者を指定していないため、市長が実施機関として諮問するが、指定を受けた指定管理者は、次のとおり個人情報の取扱いを行う。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの画像データを収集する目的は、自転車等の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。なお、新駐輪場内案内看板に防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。

(4) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、これまでに答申を受けているほかの自転車等駐車場と同様に、自転車の盗難に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の経路を経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性があると判断したものである。

なお、画像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

ほかの自転車等駐車場と同様にガイドラインに基づく運用をする。

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため本人通知は省略する。

なお、本人が特定された場合において、本人通知をすることにより、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件にかかわる本人通知を省略する。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

撮影した画像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のため、コンピュータによる処理が必要である。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

新駐輪場に入出入りする者の画像

ウ システム機器構成

(ア) 防犯カメラ 8 基

DH-SD 2 2 2 0 4 UEN-GN

(イ) 録画機器 1 基

DH I -NVR 5 2 0 8 - 8 P - 4 K S 2 E

(ウ) 設置箇所

(仮称) 江ノ島駅自転車等駐車場

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は精算機内の施錠ができる収納ボックスに格納するとともに収納ボックスを固定し、持ち出しを防止する。また、収納ボックスの前面部分に強化ガラスを採用し、収納ボックスを開閉することなくモニターを確認することができるようにする。収納ボックスの鍵については、湘南台駅地下にある自転車等駐車場管理事務所内の施錠ができるキーボックス内で管理し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち出しを防止する。

保存した画像については、新駐輪場の指定管理者に対し、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、ほかの施設と同様に運用基準に基づき管理を行うよう指導する。

なお、録画機器については、ネットワークへの接続を行わず、画像については2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

(7) 実施時期 (予定年月日)

2021年(令和3年)8月1日

(8) 添付資料

ア 案内図

イ 撮影範囲図

ウ 防犯カメラ仕様書

エ 録画機器仕様書

オ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針

カ 公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準

キ 市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

ク 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

防犯カメラの画像データを収集する目的は、自転車等の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。

なお、新駐輪場内案内看板に防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### (3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会に対する防犯カメラ画像データの目的外提供については、これまでに答申を受けているほかの自転車等駐車場と同様に、自転車の盗難に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経ることなく、ガイドラインに基づき、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性がある。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

#### (4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人

通知を省略するものである。

なお、本人が特定された場合において、本人通知をすることにより、当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件にかかわる本人通知を省略する。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

撮影した画像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のため、コンピュータによる処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

- (ア) 録画機器は精算機内の施錠ができる収納ボックスに格納するとともに収納ボックスを固定し、持ち出しを防止する。
- (イ) 収納ボックスの前面部分に強化ガラスを採用し、収納ボックスを開閉することなくモニターを確認することができるようにする。
- (ウ) 収納ボックスの鍵については、湘南台駅地下にある自転車等駐車場管理事務所内の施錠ができるキーボックス内で管理し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち出しを防止する。
- (エ) 保存した画像については、新駐輪場の指定管理者に対し、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、ほかの施設と同様に運用基準に基づき管理を行うよう指導する。
- (オ) 録画機器については、ネットワークへの接続を行わず、画像については2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準第5条第1項について、藤沢市個人情報の保護に関する条例の趣旨を踏まえ、記載の見直しをすることを要望する。

以 上